

令和5年度 指定居宅介護支援事業者に対する運営指導における
〈文書指摘・口頭指摘〉件数一覧(項目別)

(単位:件)

項目	指摘区分	文書	口頭	合計
1 基本方針		0	0	0
2 人員基準				
(1) 従業者の員数		0	0	0
(2) 管理者		0	0	0
小 計		0	0	0
3 運営基準				
(1) 内容及び手続の説明及び同意		5	5	10
(2) 提供拒否の禁止		0	0	0
(3) サービス提供困難時の対応		0	0	0
(4) 受給資格等の確認		0	0	0
(5) 要介護認定の申請に係る援助		0	0	0
(6) 身分を証する書類の携行		0	0	0
(7) 利用料等の受領		0	0	0
(8) 保険給付の請求のための証明書の交付		0	0	0
(9) 基本取扱方針		0	0	0
(10) 具体的取扱方針		0	1	1
(11) 法定代理受領サービス等に係る報告		0	0	0
(12) 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付		0	0	0
(13) 利用者に関する市町村への通知		0	0	0
(14) 管理者の責務		0	0	0
(15) 運営規程、重要事項説明書		0	8	8
(16) 勤務体制の確保等		0	1	1
(17) 業務継続計画の策定等		0	0	0
(18) 設備及び備品等		0	0	0
(19) 従業者の健康管理		0	0	0
(20) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置		0	0	0
(21) 掲示		0	0	0
(22) 秘密保持		4	5	9
(23) 広告		0	0	0
(24) 居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等		0	0	0
(25) 苦情処理		0	0	0

(単位:件)

項目		指摘区分	文書	口頭	合計
	(26) 事故発生時の対応		0	0	0
	(27) 虐待の防止		0	0	0
	(28) 会計の区分		0	0	0
	(29) 記録の整備		0	0	0
	(30) その他		0	0	0
	小 計		9	20	29
4 介護給付費の算定及び取扱い					
	(1) 基本報酬		0	0	0
	(2) 各種加算・減算		5	1	6
	小 計		5	1	6
5 変更届等			0	2	2
合 計			14	23	37

令和5年度 指定居宅介護支援事業者に対する運営指導における指摘内容一覧(項目別)

根拠法令等の凡例

- 法 : 介護保険法 (H9. 12. 17法律第123号)
- 施行規則 : 介護保険法施行規則 (H11. 3. 31厚生省令第36号)
- 条例 : 太田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例 (H30. 3. 16条例第12号)
- 規則 : 太田市指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定介護支援事業所の指定等に関する規則 (H18. 3. 29規則第15号)
- 解釈通知 : 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について (H11. 7. 29老企第22号)
- 報酬告示 : 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準 (H12. 2. 10厚生省告示第20号)
- 留意事項 : 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (H12. 3. 1労企第36号)

備考 分類に当たり、指摘事項及び根拠法令等について、事業所へ送付した運営指導結果とは表記が異なる場合あり

1. 文書指摘

(単位: 件)

指 摘 項 目			指 摘 事 項	根 拠 法 令 等	件数
3	(1)	内容及び手続の説明及び同意	指定居宅介護支援の提供開始に際し、あらかじめ、前6月間に当該事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一のサービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき、理解を得られるよう文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得てください。	・ 条例第7条第2項 ・ 解釈通知第二3(2)	5
	(22)	秘密保持	指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じてください。	・ 条例第26条第2項 ・ 解釈通知第二3(18)②	3
			サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を得ていますが、利用者の家族の個人情報を用いる場合には、当該家族の同意をあらかじめ文書により得るようにしてください。	・ 条例第26条第3項 ・ 解釈通知第二3(15)③	1
4	(2)	各種加算・減算	入院時情報連携加算(Ⅰ)については、利用者が入院してから3日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していることが算定要件となりますが、情報提供を3日以内に行っていない場合に算定している事例が見受けられました。報酬請求状況について自主点検し、誤って請求しているものがある場合は、保険者に確認し、必要な措置を講じてください。	・ 報酬告示別表ニ注イ ・ 留意事項第三13(2)	1
			特定事業所加算(Ⅲ)について、毎月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、2年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、当該記録を提出してください。	・ 報酬告示別表ハ注ロ ・ 留意事項第三11(4)	1
			特定事業所加算(Ⅲ)において、他の法人が運営する指定居宅介護支援事業所と共同の事例検討会、研修会等の実施について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めてください。	・ 報酬告示別表ハ ・ 留意事項第三11(3)⑪	1
			次の事項に該当する場合に、運営基準減算として、所定単位数の100分の50に相当する単位数(運営基準減算が2月以上継続している場合は、所定単位数は算定しない)を算定していない事例が見受けられました。運営基準の遵守状況と報酬請求状況について自主点検し、誤って請求しているものがある場合は、保険者に確認し、必要な措置を講じてください。 ○指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、 ・ 前6月間に作成された居宅サービス計画総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地密通所介護がそれぞれ位置付けられた計画の割合 ・ 前6月間に当該事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一のサービス事業者によって提供されたものが占める割合 について文書を交付して説明を行っていない。	・ 報酬告示別表注3 ・ 留意事項第三6(1)	1
			特定事業所集中減算に係る算定手続きにおいては、所定の期日までに所定の事項を記載した書類を作成し、算定の結果80%を超えた場合については当該書類を市町村長へ提出してください。なお、80%を超えなかった場合についても当該書類は事業所において5年間(太田市基準)保存してください。	・ 報酬告示第1条注7 ・ 留意事項第三10(3) ・ 介護給付費請求書等の保管について(平成13年9月19日厚生労働省老健局介護保険課老人保健課)2 ・ 特定事業所集中減算に係る算定記録の提出(令和4年度後期分)について(令和5年2月21日付メール)4.(3)	1
				合 計	14

2. 口頭指摘

(単位：件)

指 摘 項 目		指 摘 事 項	根 拠 法 令 等	件数
3	(1)	内容及び手続の説明及び同意	・ 条例第7条第1項 ・ 解釈通知第二3(2)	2
		指定居宅介護支援の提供開始に際し、あらかじめ、前6月間に当該事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一のサービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき、理解を得られるよう文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得てください。	・ 条例第7条第2項 ・ 解釈通知第二3(2)	2
		指定居宅介護支援の提供開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき理解を得られるよう文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得てください。	・ 条例第7条第2項 ・ 解釈通知第二3(1) ・ 平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (H30.3.23) 問131	1
	(10)	具体的取扱方針	・ 条例第16条第22号及び第23号 ・ 解釈通知第二3(8)㉔	1
	(15)	運営規程、重要事項説明書	・ 条例第7条第1項及び第21条 ・ 解釈通知第二3(2)	8
	(16)	勤務体制の確保等	・ 条例第22条第1項 ・ 解釈通知第二3(13) ①	1
	(22)	秘密保持	・ 条例第26条第3項 ・ 解釈通知第二3(18) ③	4
		指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じてください。	・ 条例第26条第2項 ・ 解釈通知第二3(18) ②	1
4	(2)	各種加算・減算	・ 報酬告示別表ハ注ロ ・ 留意事項第三11(4)	1
5		変更届等	・ 法第82条第1項 ・ 施行規則第132条第1項第8号及び第133条第1項	2
合 計				23

令和5年度 指定居宅介護支援事業者に対する運営指導におけるグッドポイント項目一覧

No.	実 施 内 容
1	居宅サービス計画にNPOの配食（見守り）サービスや行政センター等で開催される行事や講座等を積極的に位置付け、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるようにしている。地域包括ケアシステムの構築に寄与する良い取り組みとしてグッドポイントとする。
2	介護給付対象サービス以外のサービスや地域資源等を居宅サービス計画に位置付けるなど、利用者の日常生活全般を支援する観点に立った総合的な計画の作成を意識している。地域包括ケアの趣旨に基づく工夫としてグッドポイントとする。
3	ケアマネージャー帳票管理シートを独自に作成し、手続きに漏れがないかを随時チェックしている。 具体的には、利用者の契約・重要事項の説明・居宅の届出・要介護認定期間（保険証・負担割合証・要介護度）・住宅改修の有無・福祉用具購入の有無・利用表・別表の交付・モニタリングシートの作成・支援経過の記録・短期目標切れ・アセスメント・ケアプラン作成・担当者会議の要点・医療系サービスの主治医照会及び主治医へのプラン交付・主治医意見書・特例申請（軽度者の福祉用具利用・短期入所の認定期間半数超え）・サービス事業所へのプラン交付等の処理が済んでいるかを確認できる。 他事業所の模範となる取組み例として、グッドポイントとする。